

次の文章を読み、後の設問に答えよ。

末期ガン患者に関する「死ぬ権利」は、大きくは自殺ないし自死の権利に含まれるのであり、通常の自死（自殺）の権利が正当化できるか否か、という問いは、プラトン以来、中世にも近世にもあつた問いである。したがつて、現代の「死ぬ権利」が正当化しうるか否かの問い合わせは、歴史を省みれば、さほど珍しいものではない。しかし、古典近代以来、指摘されつづけているように、こうした正当化しうるか否か、という問い合わせの立て方・定式自身が、すでに大きなナン点を抱え込んでいる。

ひるがえつて、「死なせること」の正当化の是非の議論について、この二十数年来の生命倫理学的な問いを省みると、「あえていえば」ダウン症候群や脊髄膜瘤程度についての「障害嬰兒殺^a」にせよ、羊水検査や絨毛検査にもとづく人工妊娠中絶にせよ、また、「脳死」を個体死とみなすことにせよ、そのように生じている諸事態について、多くの場合、「なぜ、そうした諸事態が生じるのか?」という「なぜ」——この問い合わせを、以下「なぜ①」とする——への問い合わせが無視されたまま、「なぜ、そうした諸事態が正当化されうるか否か?」という「なぜ」——この問い合わせを、以下「なぜ②」とする——ばかりが、問われてきた。それは、自殺一般に広げていうならば、「なぜ、自殺という事態が正当化されるか、あるいは正当化されないか?」という「□A」のみが——もちろん、その根拠を与えることを含めての問い合わせだが——、問われてきたといえる。しかし、自殺については、子どもの自死や拷問の末の自死のみならず、過労死に等しい自死等々を想起すれば、現代では、だれしもただちに考えるはずだと思われるが、「なぜ、自殺という事態が生じたのか?」という「□B」をも同時に考えることが、当然だとされるであろう。そして、一方的に、「□C」のみに回答することの不備を指摘するであろう。よしんば、たとえ「□D」への回答として、その正当性を根拠づけることがあつても、その根拠づけは、少なくとも、「□E」と「□F」とを接続させた上での話であろう。これは当然のことではないか。

I 、講壇的にかたよつた生命倫理学の多くは、現在にいたるまでも、傾向的に、生じる事態そのものを自明の前提のごとくに扱つた上で、この事態をなぜ正当化しうるか、また正当化し得ないか、という「なぜ①」に留り、そうした事態がなぜ生じるのか、という「なぜ②」に留り、そうした傾向ゆえにこそ、「死ぬ権利」の正当化論が、チヨウウラシしてきただともいえるのである。そして、こうした現在でも続いている傾向は、講壇的な生命倫理学にあつては、偶然的なものでも、ケアレスミスでもないことは、すでに八〇年代半ばに、生命倫理学を問うてゐる法学者が、方法論次元 B

(注) 古典近代……この文章の別の箇所において著者は、古典近代に属する人物の一例として一九世紀半ばのマルクスを取りあげてい

の問題として、事実上「なぜ①」の探求を非ナンし、「なぜ②」の探求のみを賞揚^bしていたことからもわかる。つまり、「なぜ②」の探求こそが、特定の見解に「肯定的あるいは否定的な評価を下す」「内在型」アプローチとして優れており、「なぜ①」のそれは、「道徳的論争を直接問題にするのではな」い「超越型」アプローチにすぎず、実践的ではないといわれていたからである。

「なぜ①」を捨て、「なぜ②」のみを問うべきだ、という主張はしかし、現実に生じる事態を動かしがたい前提としているのであって、たしかに、もしかしたら、現実に迎合する実用主義的意味を持つかもしない。しかし、この主張は、たんに問題ある現実への迎合だという点で非ナンされるだけではなく、倫理学という学問の一つの根幹を、現実離れした空中口^c閣に仕立て上げてしまう、という大きな罪を犯すことにもなるのである。というのは、この主張は、結論的には、「捨象^cにより分析している気になり、対象から離れば離れるほど、対象を見抜けると妄想する形而上学者^d」の、反実践的結論に行き着く形而上学的な主張に留るからである。

その理由の第一は、生じる事態が存在してはじめて、「なぜ②」が成り立つ²のであるから、この点を無視し、「なぜ①」を放置して、「なぜ②」のみを問うことは、分析対象（生じる事態）の実相を捨象して、当の対象の正当化、もしくは非正当化の根拠を求めていることになるからである。たとえば、激痛ゆえに「死ぬ権利」が主張されている事態が、その正当化／非正当化が問われている分析対象だとしよう。そうすれば、「なぜ②」のみを問うて「死ぬ権利」の正当化／非正当化を問う場合でも、激痛および激痛をもたらした要因を、正当化／非正当化の際には、相当真剣に探求しなければならないはずである。だが、「なぜ①」を問わなければ、この探求は、しないも同然となる。だから、そうした「なぜ②」のみへの問いは、現実離れした形而上学的な問い合わせ、としかいよいよのないものになる可能性がきわめて大きいのである。これはぎやくにいえば、「なぜ②」のみに答えようとしても、その回答も、「なぜ①」を問うなかで浮上せざるを得ない生じる事態と、この事態を構成する、さまざまなものになることはできない、ということでもある。

II、この、時代および現実を超越することができない、ということだが、「なぜ①」を捨てて、「なぜ②」のみを問うべきだ、という主張が形而上学的な問い合わせに留りかねないことの、第二の理由となる。可能な限り、経験的現実に左右されずにこれを超越し、理性的（合理的）な原理ないし基準にもとづいて、生命倫理に関する問い合わせの正当化と非正当化に根拠を与えるとしても、この問い合わせを真摯^eに追求する正義論の実際には、この超越が不可能なことが、はつきりと現れているからである。たとえば、J・アウトカは、医療を受ける権利に関して、なぜ不平等は正当化し得ないのか——平

等が正当化しうるのか——という「なぜ②」に根拠を与える議論のなかで、さしあたりは「コンセンサスの考えられる限りの社会学的決定要因を調査しようとしているのではな」く、「理性的な根拠にもとづいて、社会学的な経験的現実を超えて、超経験的な理性的根拠を「なぜ②」の回答にしようとする。そして、功利主義的なこの権利の差別配分に対抗して、この権利の平等の正当化の根拠として、最終的には、アリストテレスの匡正的正義（注）アリストテレスの匡正的正義：一旦破壊されたあるべき状態を回復する正義のこと。にしたがい、超時代的・超現実的な「〈類似した事例にたいしては類似した取り扱いを〉」という方式は、平等な受益という目標ときわめて一致した方向へ、現実の選択を導く指針である」と述べはする。

（注）コンセンサス：意見の一一致。

□、こうした医療を受ける平等な権利の正当化論は、経験的現実に関するアウトカ自身の判断があつてこそ、提起されているのであつて、けつして、アリストテレス的匡正的正義の原則が、無媒介に適用されているわけではない。つまり彼女は、導入当初は数に限りのあつた人工透析をだれが使用すべきかをめぐつて、六〇年代初期の米国シアトルで、現実に生じた不平等な事態をも取り上げつつ、なぜ、医療を受ける権利に関する不平等が生じているのか、という「なぜ①」への回答として、功利主義的な医療資_Dゲン配分の経験的現実を中心とする、「あからさまな社会的で経済的なもの」を明示し、その不平等性を提示している。その上で、この不平等な現実に対抗させる形で、「健康の危機は、たびたび、分け隔てなく、（功績という意味における）正義の人にも不正の人にも……、同じようにふりかかる」という、やはり同じく経験的現実を根拠にして、かのアリストテレス的な匡正的正義を提示し、これによつて「なぜ①」に回答しているのである。さて、「なぜ①」を捨てた上で、「なぜ②」のみを問うべきだ、という主張が形而上学的な問いに留りかねないことの、第三の、もつとも単純だが本質的な理由としては、次の点がある。これは、「死ぬ権利」にそくしてみると、非常にはつきりする。というのは、⁴「なぜ①」への回答次第では、かの正当化論者の意図する意味での、眞の「死ぬ権利」を行使する現実自体が存在しなくなる、ということになるからである。それは、事実認定の議論としては、激痛制御に関する不備という現実を不問にしておいて、「死ぬ権利」は正当化され得ない、という既述の議論と同じではあるが、倫理学的問い合わせ、なぜ「死ぬ権利」が生じているのかという「なぜ①」への回答次第では、完全に消滅してしまう可能性があるからである。少なくとも、自己決定論的な「死ぬ権利」の正当化論者の意図するレベルの問い合わせは、「なぜ②」という問い合わせが、まったく無意味なものになつてしまふ可能性が存在する。

（注）アリストテレスの匡正的正義：一旦破壊されたあるべき状態を回復する正義のこと。

もし、「死ぬ権利」の主張がなぜ生じるのか、という「なぜ①」への回答が、いわば「死にたい」発言の根拠になつて、激痛制御の不備といった事実や、自殺に追い込む社会や文化の問題に求められるならば、その回答は、「死ぬ権利」をめぐる問い合わせへの回答だというよりも、死なせる現実、さらにいえば、殺す現実をめぐる問い合わせへの回答だということになる。そうした殺す社会や文化の問題は、具体的には、激痛除去の方法の未普及や未開発に留るものではなく、当然のことながら、貧困問題から差別問題まで、さらにはこれらの問題の心理的現象の問題も含むし、^(注)ガルトウング的な社会構造的暴力による殺害といった現実をも含む。こうして、論理的にいえば、「なぜ①」への回答が、殺すという他殺に限りなく近い問題に求められることになる。つまり、「死ぬ権利」は正当化されるか否か、自殺は正当化されるか否か、という「なぜ②」に対して、自殺などは正当化しようと回答するならば、その回答は、他殺の正当化に限りなく近い回答になつてしまうのである。このことは、「なぜ①」を無視して、「なぜ②」のみを問うことが、「死ぬ権利」の正当化を図る論者の意図からは、まったくズレた問い合わせになることを意味し、けつきよく「なぜ②」のみを問うことだが、□X□という意味で、形而上学的な問い合わせになることを示している。大きくいえば、「死ぬ権利」についても、「権利は、社会の経済構造およびこれに制約される文化の発展より高度であることはけつしてできない」という古典近代の発言が当てはまる、と言いうる。

付言すれば、現代までの人類史においては、激痛除去の方法の未普及のみならず、上記の社会構造的暴力を典型とするような諸要因によって、「殺されること」に限りなく近い死が、「自殺」ないし「死ぬ権利」の主張という体サイド^Eをとらされている場合が圧倒的に多い。この点で、「死ぬ権利」に関して、「なぜ①」を無視して「なぜ②」のみを問うこと自体に、真摯な倫理学を裏切るマンタリテ^(注)が介在している、とすらいいうかもしけれない。

(竹内章郎『いのちの平等論』による。ただし一部変更した。)

(注) ガルトウング的な社会構造的暴力：暴力行為を誘発する原因が明確な個人や集団に特定できないような社会構造を原因とする暴力のこと。

(注) マンタリテ：人々の思考様式や感覚。



問
—

二重線 A → E の力タ力ナを漢字に直した場合と同じ漢字を用いるものを次のア～オの中からそれぞれ一つ選び、符号で答えよ。

一一

1

A
ナン点

ア 態度をナン化させる。
イ 剣術の指ナンを受け
ウ 部屋のナン戸を開け

工 当面のナン局を乗りきる。

その男の二種の心が聞く

ア 次の選手のチヨウ躍を待つ。

イ さあ、チヨウ上決戦

ウ弟子のチヨウ戦を受けて立つ。

工 丁チヨウにお断りした。

才 封筒に切手をチヨウ付する(6)

ア 小田原城は兵口ウ攻めにあつた。||

イ 記入の際には遺ロウのないよう注意する。

彼女の詩の口ウ詠はみごとだ。

工
敵軍を翻口ウした。
才
梅雨の時期の富山湾で蜃気ロウを見た。

ア 今晚、見えるのは上ゲンの月だ。||

D 資ゲン

イ 燐ゲンの火のごとく敵勢が攻め寄せてきた。
才 ウ 子どもの機ゲンは簡単には変わらなかつた。
工 あなたに私を逮捕する権ゲンはない。
才 そこは地上の樂園、まさに桃ゲン郷であつた。

E

僕の写真が新聞に掲載された。新入社員の中でも彼女は異色だ。この店の経営は彼のサイ量に任せよう。

新入社員の中でも彼女は異サイを放つてゐる。

この店の経営は彼のサイ量に任せよう

卷之三

ア 僕の写真が新聞に掲サイされた。
イ 新入社員の中でも彼女は異サイを放つていて。
ウ この店の経営は彼のサイ量に任せよう。
エ 監督のサイ配がなければ、この試合には勝てなかつた。
オ 菊の花をサイ培する。

問
二

波線あ～eの漢字の読みと、同じ読みに波線部がなる言葉を次のア～オの中から選べ。

符号で答えよ。

空欄 A～Fに入る組み合わせとして最も適切なものを次のなかから一つ選び、符号で答えよ。

= 7 =

問四

空欄 I ~ III に入る語句の組み合わせとして最も適切なものを次のの中から一つ選び、符号で答えよ。

- ア I 反対に II ところが III そして

- イ I にもかかわらず II そして III しかし

- ウ I それゆえ II しかし III だが

- エ I その一方で II なおかつ III だから

- オ I さらに II とはいえ III にもかかわらず

問五

傍線 1 「講壇的にかたよつた生命倫理学」のここでの言い換えとして最も適切なものを次のの中から一つ選び、符号で答えよ。

- ア 科学的な生命倫理学

- イ 非現実的な生命倫理学

- ウ 論理的な生命倫理学

- エ 反知性的な生命倫理学

- オ 伝統的な生命倫理学

- カ 非人道的な生命倫理学

- キ 啓蒙的な生命倫理学

- ク 非独善的な生命倫理学

問六

傍線 2 「実用主義」のここでの意味として最も適切なものを次のの中から一つ選び、符号で答えよ。

- ア 自分の考えを曲げて他人に合わせる考え方
イ 真偽を行動の成果によつて決定する考え方
ウ 人のあるべき理想の追求を断念する考え方
エ 実際に役立つことばかりを重視する考え方
オ 一切無駄なく物事を進めようとする考え方

問七 傍線3 「正義論の実際には、この超越が不可能なことが、はつきりと現れている」とあるが、これはどういうことか。最も適切なものの中から一つ選び、符号で答えよ。

ア 生命倫理に関する正当化の基礎を示すべき諸原則は、超時代的・超現実的な原理を介さずには適用されえないということ。

イ 生じる事態の実相を無視する者は、この事態が正当であるか否かについて、経験的に判断できない状態に陥るということ。

ウ 経験的現実を判断することは、特定の見解に肯定的あるいは否定的な評価を下す「内在型」アプローチであるということ。

エ 理性的根拠を示す者は、形而上学的な問いに留らないために、権利の差別配分という現実に対抗すべきであるということ。

オ 正義論を提起する者は、実際には経験的現実に関する判断にもとづかないかぎり、理性的基準を提示できないということ。

カ 正義論の実相は、道徳的論争を直接に問題にするのだから、反実践的な「超越型」アプローチではありえないということ。

問八 傍線4 「なぜ①」への回答次第では、かの正当化論者の意図する意味での、真の「死ぬ権利」を行使する現実 자체が存在しなくなる」とあるが、それはなぜか。最も適切なものを次の中から一つ選び、符号で答えよ。

ア 自死の正当化が、殺す社会や文化によって生じるのだとすれば、他殺も自死なのだから、かの正当化論者の考える「死ぬ権利」の正当化という問い自体が否定できなくなってしまうから。

イ 自己決定論的な「死ぬ権利」が他殺の正当化であるとすれば、自殺も他殺も「死ぬ」とこととしては同じことであり、かの正当化論者も死という共通の現実に直面せざるをえなくなるから。

ウ 「死ぬ権利」の正当化が、殺す社会や文化に起因するものだとすれば、自死の現実は他殺の現実に転化し、かの正当化論者の言う自己決定論も真摯な倫理学を裏切らないものとなるから。

エ 自殺に追い込む社会や文化が「死ぬ権利」の主張を生むなら、自死も他殺も同一の事態と解され、かの正当化論者の主張するような生

命倫理に関する権利の平等が現実のものとなるから。

オ 「死なせる現実」が社会や文化により引き起こされるのであれば、その現実の正当性は社会に左右されてしまい、かの正当化論者の言

う「死ぬ権利」の行使も次第に禁じられていくから。

カ 「死ぬ権利」の主張が、殺す社会や文化により生じるなら、自死の正当化は他殺の正当化と解され、かの正当化論者にとっての「死ぬ権利」の正当化という問い合わせが無意味なものになるから。

問九 空欄 X に入る最も適切なものを次のなかから一つ選び、符号で答えよ。

ア 空前絶後

イ 賛否両論

ウ 空理空論

エ 虚実混交

オ 虚々実々

カ 造反有理

問十 次のうち、本文の内容と合致するものをすべて選び、符号（ア～オの順）で答えよ。なお、すべて合致しない場合は「なし」と答えよ。

- ア 末期ガン患者に関しての「死ぬ権利」が正当化できるか否か、という問いは、プラトン以来、中世にも近世にもあつた問いである。
イ 八〇年代半ばに、ある法哲学者は「道徳的論争」を問題にするアプローチこそ実践的だと主張したが、それこそが反実践的である。
ウ 分析対象の実相を捨象して対象の正当化のみを問うことは、時代および現実を超越したうえでの問い合わせ立てられるなどを証明する。
エ J・アウトカは、不平等な現実を取りあげたのだが、著者によれば、医療を受ける権利に関する「なぜ②」にしか回答しなかつた。
オ 「死ぬ権利」にも当てはまるとされる古典近代の発言は、社会構造的暴力などを無視して「なぜ②」のみを問うことと合致している。

ギリシャの学者プラトンの技術論に関する次の文章を読み、後の設問に答えよ。なお、文中に出てくるアイスキュロスやプロタゴラスは、人間に火を扱う技術知をもたらしたとされるプロメテウス神話の作者である。また、本文中に『』で示されているのは、プラトンの著作名である。

第一次文献によって知りうるかぎり、「技術」とは何であるか、あるいは何でなければならないかを、哲学の重要な課題として正面から考察しようとしたのは、プラトンが最初である。これによって、アイスキュロスやプロタゴラスでは必ずしも明示的でなかつた諸論点が明確化されて、「技術」についてともすれば見失われがちな視点を組みこんだ、ある意味で常識の意ヒヨウをつくような技術の見方が帰結することになった。

まず、アイスキュロスでもプロタゴラスでもそうであつたように、プラトンにおいて「技術」とは、人間の〈知〉そのものと等^(b)力にとらえられていることを——後に支配的になつた技術觀との比較のために——確認しておかなければならぬ。例えば「哲学のすすめ」の議論（『エウテュデモス』）のなかで、あるいは「知識とは何か」という問の設定にあたつても（『ティアイテトス』）、こうした重要な箇所において「知恵」（ソピア）、「知識」（エピステーメ）、「知性」（ヌウス）、「思慮」（プロネーシス）といった語は、自由に「技術」（テクネ）と置き換えられている。明らかにプラトンは、人間にとつて大切な意味をもつと考えた「技術」というものを、その正式な扱いにおいては、よく生き幸福になるための技術といつたものまで含めて、人間の〈知〉の働きの全範囲をカバーする視野においてとらえている。あるいは、正義その他の徳に関する考察が、医術や航海術などの技術のあり方と □ A □ 的・□ B □ 的に進められることが多い。

つぎに、「技術」に関する一般的通念のおそらく最も基本にあるのは、「技術」を「自然」と対立させてとらえる考え方であろう。プラトンの同時代にも、「すべての事物は、^(c)自然によって生じるものと、技術によって生じるものと、偶然によつて生じるものとに分けられる」という基本分類にもとづいて、最も重要な要因は「□ C □」（と「□ D □」）であり、これに対して「□ E □」は、それ自身もその產物も、第二次的で劣つたものであるという見解が、有力な学説として流布されていた（『法律』第一〇巻）。

プラトンは、この通念を疑う。もともと「技術」とは、プロタゴラスの説話でも言われていたように、動物たちの身体にそなわる自然的裝備にちようど対応するような、生きて行くための天^(c)の自然的素質であり、人間は生まれながらに——つまり^(b)自然的に——「技術者としての人間」（ホモ・ファベル）であるように定められている。この事実は動かない。

とすれば、「技術」と「自然」とは、一応それとして区別されるとしても、しかし根底において相互排除的な対立関係にはないはずである。人間が自然的素質である〈知〉としての技術によつて自然に働きかけることは、それ自体が自然であり、「自然」(ピュシス)の概念そのものは、そのような人間の働きかけを丸ごと包み込んだ「自然」でなければならない。

こうして、『法律』第一〇巻において表明されたプラトン自身の見解は、技術は「知性が生み出すものである以上、自然による存在である」ということであつた。通念が設定する「自然によつて生じるもの」と「技術によつて生じるもの」との二分割は、本来的には、成立しない。それにもともと、後に見られるように、プラトン哲学の思想構築の中では、いわゆる「自然物」と「人工物」とは、存在論上の資格においては同等であることが、必然的な帰結だつたのである。

「技術」と「自然」との関係のこののような把握は、技術の具体的なあり方の規定とどのように関連し合つてゐるだろうか。プラトンの『クラテュロス』では、こう言われてゐる。——人間のそれぞれの行為には、それ自身の自然本性(ピュシス)というものがあつて、例えば「切る」「織る」といった単純な行為にしても、さまざまの切り方・織り方を許容しながらも、しかし最終的には、これがまさに「切ること」「織ること」にほかならないという自然本来のあり方(自然本性)が決まつてゐる。「切る」「織る」という行為は、われわれの側の恣意的な思いの通りにではなく、この自然本性に従つて為されてこそ、正しく行なわれ、それぞれの行為として成立する。「技術」とはこの場合、「切る」「織る」という行為のそれぞれの自然本性もしくは「形相」に適つた道具を——同じくそれに適した材料を選んで——製作し、それを正しく使つて当の行為の自然本性的なあり方の実現を図ることにほかならない。

このことは、「技術」は取り扱う対象と取り行なう処置について、その自然本性を知り、根拠(原因)を知り、理論的説明(ロゴス)を与えることができなければならぬという要請へとつながり、これを基準として、⁽²⁾「技術」は「経験」や「熟練」から区別されることになる。技術の習得のためには経験と熟練が必要であるが、通常は、この蓄積された経験や身についた熟練がそのまま、とりもなおさず「技術」にほかならないと思われてゐる。しかし「技術」の概念を重くとらえるプラトンは、技術がほんとうに「技術」の名に値するものであるためには、右の条件を充たさなければならぬことをくり返し強調し、理論性(ロゴス)を欠くたんなる経験や熟練を「技術」と呼ぶことを、正式には拒否するのである。「およそ技術のなかでも重要であるほどのものは、自然本性についての、空論に近いまでの詳細な議論と、現実ユウ離と言われるほどの高遠な思索とを、とくに必要とする」(『パイドロス』)とも言われてゐる。

「ロゴス」はまた「計算」でもあるから、数量的な計算や測定にもとづく精確性も、技術の大重要な条件となる。こうし

てプラトンにとつては、「技術」の日常的な語義として最初に挙げた「ものごとを巧みに行なうわざ」ということは、それだけでは——つまり、目分量や手加減、こつや勘に頼るだけのものにとどまる場合には——「技術」の意味ではありえないことになるだろう。

いすれにせよこのように、理論と認識を技術の根幹とみなすことは、技術を人間の〈知〉そのものと等力にとらえることからの、必然の帰結であつたといえる。技術はこれによつて、個人的な秘技・秘訣であることを超えて、「ロゴスを持つ動物」としての人類の共有財産となりうる資格を与えられたことになる。

そして、「技術」に対しても要請されるすべてこのよくな、「自然本性」(ピュシス)を知り、「根拠・原因」(アイティア)を知り、「ロゴス」を与えるということは、プラトン哲学の発展のなかで、窮屈的にはイデアの認識への指向⁽³⁾を意味することになる。先述の『クラテュロス』の議論のなかでも、すでにそのことが強く示唆されていた。すなわち、機織器を作れる技術者は、機織器がこわれたとき、そのこわれた既製のものに目を向けて新しい機織器を作るのではなく、こわれた機織器を以前作つたときにも目を向けた「もともと布を織ることがその自然本性であるような」器具——あるいは、「まさに機織器であるところのもの」「機織器としての形相」——のほうに目を向けて作るのだ、と。これはすでに、技術的製作者についてのイデア論の定式、例えば「寝椅子の製作者は寝椅子の実相(イデア、エイドス)に目を向けて作る」(『国家』第一〇巻)というのと寸分違わないといえる。このように、技術とはつまるところ、それぞれのイデアの直接の写しないし似像を創造する知的営みなのである。

したがつてまた、先にもふれたように、技術の所産(人工物)は、動物・植物などの自然物とまつたく同等の存在論的身分・資格をもつ。『国家』第六巻末の「線分」^(注)の比喩に示されるように、どちらも、イデアの写しないし似像としての感覚的事物にほかならないからである。

技術がイデアの似像の製作であることの含意は、これにとどまらない。この『国家』第六巻から七巻にかけて表明されている根本思想は、もろもろのイデアはさらに〈善〉のイデアによって根拠づけられていること、それぞれのイデアは〈善〉の光に照らされてこそ、十全に認識されうるということであつた。この根本思想によれば、技術は、イデアの認識への努力にもとづいてその似像を感覚界のうちに作り出そうとする営みであるかぎり、□F(善)を指向し、〈善〉に導かれてあるはずである。

プラトンは、聴衆の耳に快いことを語つておもねる俗流弁論術が「技術」を名乗ることに苛立つて、『ゴルギアス』で

(注) 「線分」の比喩：
イデアや感覚的事物の
関係を説明するための
比喩。

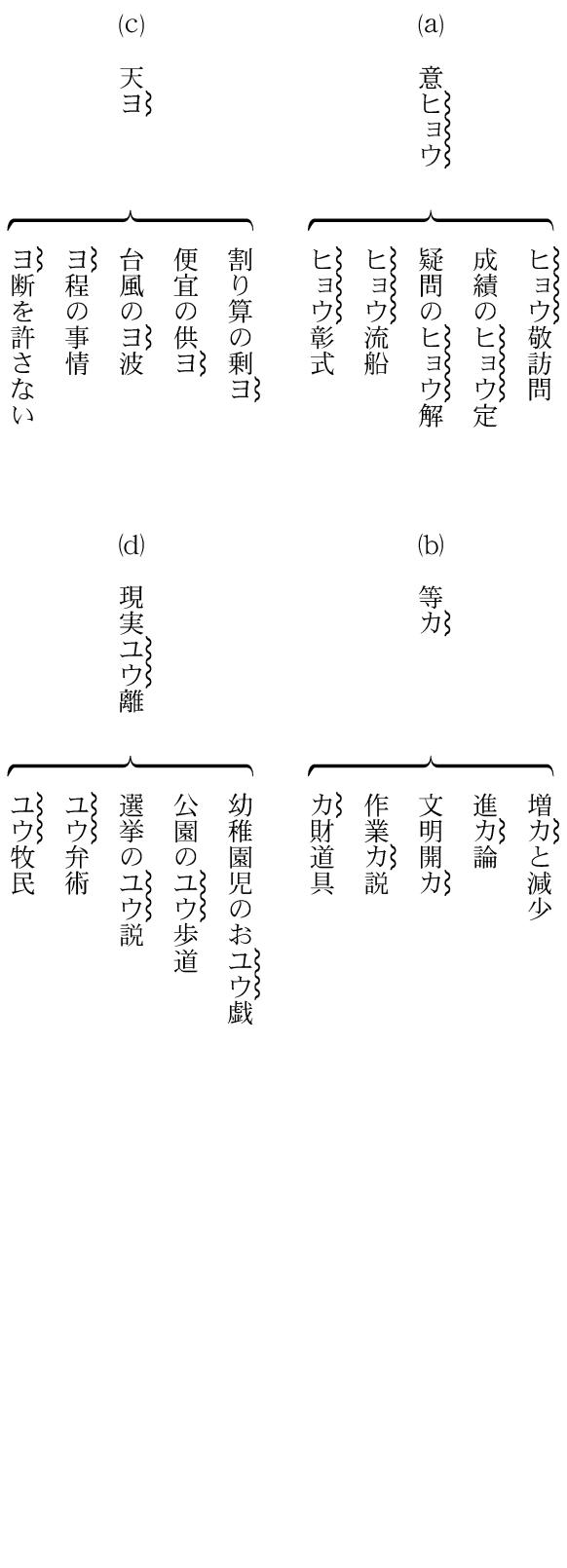
は、技術は快く善をめざすものでなければならないことを、先述の条件と並べて、「技術」であるための重要な基準条件として強く主張した。これだけを見ると、しかし、先述の認識と理論の有無は技術性の条件として一応自然に理解できても、善をめざさなければならないということは、技術に対して外から与えられる倫理的要請であつて、技術そのものの内的な基準条件とは別の事柄であるように思えるかもしれない。けれども、「自然本性」と「根拠・原因」を認識し、「口ゴスを与える」ということが窮屈において何を意味するかについてのプラトンの考究が、やがてイデア論へと結実したとき、認識とは根底において価値（善）に照らされた認識であることが確認されて、『ゴルギアス』では一見別々の事柄と思えたかもしれない二つの基準条件は、本来むしろ互いに強い含意関係にあることが示されたのである。

同じことはおそらく、^注プロタゴラスの説話においてそれぞれプロメテウスとゼウスの名のもとに、明確に区別されていた二種類の技術＝知恵の間の関係についてもいえるだろう。すなわち、両者は人間の技術＝知恵そのものとしては最底において一つにつながっていることを、忘れてはならないということである。

（藤沢令夫「序　いま「技術」とは」（『技術とは』所収）による。ただし一部変更した。）

（注）プロタゴラスの説話：火と技術的な知識を贈るだけでは人間社会が立ち行かないのを見たゼウスが、「國家社会をなすための知恵・技術」として「つてしましめ」と「いましめ」を贈ったとされる。

問一 波線(a)～(d)のカタカナを漢字になおした場合、同じ漢字を用いるのが適切な選択肢は、それぞれいくつあるか。その個数を算用数字（〇）
5)で答えよ。



問二 傍線①「常識」に最も近い意味で用いられている漢字二文字の語を本文中から探して、抜き書きせよ。

問三 空欄AとBに挿入するのに最もふさわしい語を次の中から二つ選び、符号で答えよ。なお、解答の記入順序は、空欄への挿入順序に関わらず、ア～コの順とすること。

ア 比較 イ 全体 ウ 並行 エ 本質 オ 必然 ハ 対照 キ 類比 ク 対比 ケ 部分 コ 根源

問四

空欄C→D→Eに入る語の組み合わせとして最も適切なものを次の中から一つ選び、符号で答えよ。

- | | | |
|------------|------------|------------|
| ア 自然→技術→偶然 | イ 自然→偶然→技術 | ウ 技術→自然→偶然 |
| エ 技術→偶然→自然 | オ 偶然→自然→技術 | カ 偶然→技術→自然 |

問五

傍線② 「技術」は「経験」や「熟練」から区別される」とはどういうことか。その区別を説明するために「技術」の優位性を言い表した文として正しくないものを次のの中から一つ選び、符号で答えよ。

- ア 「技術」であれば、「切る」という行為において、その行為の自然本性への認識に基づいて、適した道具を製作することができる。
 イ 「技術」であれば、「切る」という行為において、その行為の自然本性への認識に基づいて、道具の製作に適した材料を選ぶことができる。
 ウ 「技術」であれば、「切る」という行為において、切ろうとする対象の自然本性を把握し、その内容を説明できる。

- エ 「技術」であれば、「切る」という行為において、その行為の自然本性への認識に基づいて、恣意的な思いを許容できる。
 オ 「技術」であれば、「切る」という行為において、ある対象に対する特定の切り方がなぜ適切か、その根拠を理論的に説明できる。

問六 傍線③ 「イデアの認識への指向」とはどういうことか。次の説明の中から最も適切なものを一つ選び、符号で答えよ。

- ア 「技術」が単なる「熟練」を超えるためには、計算や測定の精確性において飛躍的向上を目指す必要があるという認識を持つこと。
 イ 「技術」が提供する理論的な説明を理解するためには、相応の〈知〉が必要とされるという認識を持つこと。

- ウ 「技術」が「技術」であるためには、製作しようとするものの本来のあり方を知ることが不可欠だという認識を持つこと。
 エ 「技術」が一部の熟達者の秘技にとどまらず人類の共有財産となるためには、人間理解の深化が必要だという認識を持つこと。
 オ 「技術」が理論と認識に支えられる以上、全ての人間に理解されることを目指す必要があるという認識を持つこと。

問七 空欄Fに入ることばとして最も適切なものを次のの中から一つ選び、符号で答えよ。

- ア もしかしたら イ おそらく ウ 少なくとも エ 場合によつては オ 多くの場合
 力 可能性として キ 必ずや

問八 傍線④ 「技術は、快でなく善をめざすものでなければならない」とプラトンが主張するのはなぜか。その理由として最も適切なものを次の中から一つ選び、符号で答えよ。

- ア 「技術」はイデアの認識に基づいたその似像の製作であり、それらのイデアの十全な認識には〈善〉のイデアの光が必要だから。
 イ 俗流弁論術が聴衆に受け入れられ、空疎な弁論を「技術」と誤解する人が増えることを危惧したから。
 ウ 「技術」が快を目指す場合、一見〈善〉であるように思っても、潜在的には危険なものが製作される可能性があるから。
 エ 「技術」が認識と理論を指向することは内的必然性を持つが、〈善〉を目指すためには外からの倫理的要請が必要だから。
 オ 俗流弁論術が聴衆に受け入れられ、危険な思想を無批判に受け入れる人が増えることを危惧したから。

問九

次の文の中から本文の趣旨に合致するものを三つ選び、符号（ア～クの順）で答えよ。

ア プラトンは、医術や航海術などが、人間の生活にとつてきわめて有用であるからこそ、眞の「技術」とみなせると考えていた。

イ プラトンによる「自然」の理解に基づくと、「自然物」と「人工物」との間に、存在論的な意味における優劣はない。

ウ プラトンは、一つ一つの具体的な行為にも、われわれの恣意性が介入可能な自然本性があると考えていた。

エ プラトンは、経験によって蓄積された熟練技能が正確無比であれば、それを眞の「技術」と認めることまでは否定しなかつた。

オ プラトンは、「技術」を可能にする〈知〉は自然的素質だとみなしたが、その結果として生まれる人工物は、動植物などの自然物と同格に扱うことはできないと考えた。

カ プラトンによれば、壊れた器械の代わりを新たに作る際に技術者が目を向けるのは、壊れる前の元の器械ではなく、その器械本来のあり方である。

キ プラトンは、快を目指した結果として生み出された技術が善であれば、それを眞の「技術」と認めるることは否定しなかった。

ク プラトンによれば、眞の「技術」というものはイデアを認識することへの努力なしには存在しない。